

令和7年度東串良町複合施設建設基本設計等業務委託に関する質問への回答

●実施要領に関する質疑

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
1	実施要領	1	3.(1)	(1)に「本町で組織するプロポーザル等審査委員会」とありますが、審査委員会の人数と構成メンバーをご教示いただくことは可能でしょうか。	審査委員は、行政関係者11名です。
2	実施要領	1	3.(1)	プロポーザル等審査委員は基本構想・基本計画資料編P7の東串良町複合施設建設検討委員会と同様の組織でしょうか。また別の場合、審査委員の名簿が公開される予定はございますでしょうか。	東串良町複合施設建設検討委員会と同様の組織ではありません。審査委員は、行政関係者11名です。また、審査委員名簿の公開予定はありません。
3	実施要領	2	5.(4)	設計共同体の構成員に、住民参画業務に長けている企業を含むことを検討しております。住民参画業務が主業務のため、一級建築士事務所登録を必要としない企業となります。設計共同体の代表者及びその他設計業務を担う企業に一級建築士事務所登録があれば上記企業を加えた設計共同体として参加することは差し支えないと考えてよろしいでしょうか。	実施要領の5.提案参加資格のうち(1)～(4)はJVの場合であれば構成する企業すべて満たすことを前提としておりますが、本質疑内容のように住民参画業務を主として担うJVの企業については(4)の内容および実施要領の7.参加手続き等における様式第1号の添付書類(エ)は必須としません。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
4	実施要領	2	5. 提案参加資格	実績要件に『過去10年以内(平成27年度以降)』とありますが、過去15年(平成22年度以降)まで広げて実績を上げる事は可能でしょうか。	できません。
5	実施要領	2	5.(5)イ表中 資格要件等と様式第4号の関係	設計管理技術者と総合(建築)主任技術者の共同企業体の実績の場合、代表構成員としての設計管理技術者または、総合(主任)技術者または、担当技術者の実績のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領	2	5. 提案参加資格	住民参画主任技術者の「住民参画に係る実績」に関して具体的な要件があればお示しください。下記は当該実績に含まれると考えて宜しいでしょうか。 ・ 条例等に定められた申請・届け出に伴う住民説明会への設計者としての出席 ・ 設計等業務の中で行った関係住民とのワークショップのファシリテーション	お見込みのとおりです。 仕様書の「7.(2)①住民参画支援」記載の業務について、支障なく履行できるものと判断できるような実績の有無を確認するものです。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
7	実施要領	3	5.(5)イ表中 資格要件等 b「同種施設」	建基法別表第1(イ)欄(1)項には「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの」、かつ最大客席数が200席以上とあります。本案件の設計対象はホール(劇場)の同種施設であると推測します。観覧場(体育館に類するもの、競馬場、競艇場、陸上競技場)は入らないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施要領	3	5. 提案参加資格	「同種施設」とは『建築基準法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途』とありますが、確認申請上別用途で申請した物件で固定席、移動観覧席にかかわらず、最大客席数が200席以上を有するものを「同種施設」として実績に上げる事は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施要領	3	5. 提案参加資格	下記は、「類似施設(国交省告示別添二建築物の類似十二「文化・交流・公益施設」に掲げる用途)」に該当すると理解してよいですか。 【庁舎内にある地域住民が自由に集えるエリア】	お見込みのとおりです。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
10	実施要領	3	6. スケジュール	審査の実施（プレゼンテーション）が令和7年7月上旬とありますが、早めに具体的な日をご教示ください。	令和7年7月10日
11	実施要領	3	6. スケジュール	表内の「審査の実施（プレゼンテーション）」について、現時点で候補日が決まっていたら、ご教示いただくことは可能でしょうか。	同上
12	実施要領	3	6. スケジュール	『※事前説明会は開催しない』とありますが、現場説明会は開催しないという事でしょうか。敷地見学等は周辺住民に配慮して各自で行えると判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施要領	4	7. 参加手続等 (1) 参加申込書の提出	J Vで参加する場合、参加申込書（様式第1号）に添付する書類は、構成員全員分必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、様式第1号の添付書類（エ）については、実施要領に関する質疑番号3に回答しているとおりとします。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
14	実施要領	4	7. 参加手続等 (1) 参加申込書の提出	(エ) 「一級建築士事務所登録証明の写し」を添付すること、となっていますが、5. 提案参加資格では、(4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録、または、建設コンサルタントとしての登録を有することとなっています。建設コンサルタントの登録がある場合は、建設コンサルタントの登録証明の写しも添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施要領	4	7. 参加手続等 (1) 参加申込書の提出	「エ. 設計管理技術者等の経歴と実績（様式第4号）」について、設計管理技術者、建築（総合）主任技術者、建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者、住民参画主任技術者、計6名の経歴と実績をそれぞれ1ページ以内で作成するという理解でよろしいでしょうか。	実施要領P2で、業務実績が必要であるのは、設計管理技術者及び建築（総合）主任技術者及び住民参画主任技術者と定めていますので、当該3名の経歴と実績をそれぞれ1ページ以内で作成してください。また、その他の各主任技術者（構造、設備）3名は保有資格等まで記載し、下段の主な業務実績部分は必須とはせず、採点基準として評価には加算されません。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
16	実施要領	5	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (1) 提出書類	本プロポーザルにおいては匿名での審査でないと捉えてよろしいでしょうか。業務実施体制以外の企画提案書・業務工程表においても具体的な企業名を記載しても問題ないでしょうか。また、プレゼンテーションにおいても具体的な社名や氏名を名乗ってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	実施要領	5	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (1) 提出書類	「イ. 企画提案書」の表現方法について、国土交通省「技術提案における視覚的表現の取扱い」に則ると考えてよろしいでしょうか。	各社の判断にお任せします。
18	実施要領	5	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (1) 提出書類	「ウ. 業務工程表」について、今回業務の対象が基本設計のため、基本設計業務のみのスケジュールを提案することと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領	5	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (1) 提出書類	「オ. 業務見積書」について、様式は任意となっていますが、押印は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
20	実施要領	6	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (4) プレゼンテーション審査の実施 ①	プレゼンテーションの具体的な日程をご教示ください。未定の場合は、日程の通知時期をご教示ください。	令和7年7月10日
21	実施要領	6	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (4) プレゼンテーション審査の実施 ③	「プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めない」とありますが、提案書の内容をパワーポイントなどで整理して、プレゼンテーション用に作成したものをプロジェクターで映し出すことは可能と考えてよろしいでしょうか。(プレゼンテーション用の紙面は配布しない。)	お見込みのとおりです。
22	実施要領	6	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (4) プレゼンテーション審査の実施 ③	「模型等の持ち込みによるプレゼンテーションは可能とする。」とありますが、模型などを提案書に写真で掲載してなくても、追加資料に当たらないと考えてよろしいでしょうか。 またプレゼンテーション時の模型の有無の差がでると思われませんが、採点基準としては差がないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
23	実施要領	6	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (4) プレゼンテーション審査の実施 ③	プレゼンテーションは、「提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で」あれば、パソコン・プロジェクター等を用いて説明することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施要領	6	9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施 (4) プレゼンテーション審査の実施 ④	人数4名以内のほか、パソコン操作者や模型をセッティングする者を同席させていただくことは可能でしょうか。	説明時間を除く準備時間中であれば、会場内への入室を許可します。
25	実施要領	8	様式第1号	「登記簿謄本」「納税証明書」の添付については写しの添付にて差支えありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施要領	11	業務実績書（様式第3号）	最下段に「1ページ以内で記載すること。」とありますが、業務名や業務概要について、記載量が多くなることから、フォントや列間の調整を行ってもよろしいでしょうか。	フォントや列間の調整は可能とします。

番号	区分	頁	質疑項目	質疑内容	回答
27	実施要領	12	設計管理技術者等の経歴と実績 (様式第4号)	<p>最下段に「配置技術者毎に1ページ以内で作成すること。」とありますが、公募型プロポーザル実施要領P2で、業務実績が必要なのは設計管理技術者及び建築(総合)主任技術者及び住民参画主任技術者のみであるため、その他の各主任技術者(構造、設備)は保有資格のみで、下段の主な業務実績部分は空白としてよろしいでしょうか。</p> <p>仮に記載している企業があっても、採点基準として評価には加算されないと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
28	実施要領	13~14	誓約書(別紙様式1) 自己及び自社の役員等の名簿(別紙様式2)	<p>共同企業体の場合は、代表者、構成員のそれぞれの「誓約書」及び「自己及び自社の役員等の名簿」の提出が必要と考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
29	実施要領	13~14	別紙様式1及び2	<p>共同企業体にて参加する場合は、代表者、構成員それぞれの誓約書及び自己及び自社の役員等の名簿が必要となりますでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。